プロ経営者通信

https://www.ideasoken.jp

IDEA RESEARCH INSTITUTE
LICENSED TAX ACCOUNTANT'S CORPORATION

2023.12.31 第 **248** 号　発行所 イデア総研税理士法

〒870-0005
大分市王子北町 5-8 フレスポ春日浦 F 棟 202
TEL：097 - 529 - 5757　FAX：097 - 529 - 6565
URL：https://www.ideasoken.jp

買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。 Q&A 形式で確認します。

Q.
インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

A-1. 記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

A-2. 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

[インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例]

請求書
(株)B 社 御中
(株)A 社
T9876543210987
10/1 オレンジジュース 108,000 円
10/2 キッチンペーパー 110,000 円
10% 税抜 100,000 円 税10,000 円
8% 税抜 100,000 円 税8,000 円

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

→

請求書
(株)B 社 御中
(株)A 社
T9876543210987
10/1 オレンジジュース ※ 108,000 円
10/2 キッチンペーパー 110,000 円
10% 税抜 100,000 円 税10,000 円
8% 税抜 100,000 円 税8,000 円
※は軽減税率対象
訂正事項につき11月1日先方確認済み

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A 社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注)上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

(参考：国税庁「お問合せの多いご質問（多く寄せられるご質問（令和5年11月13日更新）問⑥）」）

＊ＭｙＫｏｍｏｎニュースレターより引用

2024 年 1 月　～お仕事備忘録～

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、
新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2 月 15 日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

固定資産税の償却資産に関する申告

2024 年 1 月 1 日現在所有している償却資産について、1 月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

個人の県民税・市町村民税の納付（第 4 期分）

第 4 期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2024 年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2024 年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2023 年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

各種法定調書の提出

毎年 1 月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。

4 月入社の内定者への情報提供

いよいよ 3 ヶ月後には新卒者が入社してきます。内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社の準備をしておいてもらうようにしましょう。

HAPPY BIRTHDAY

＊12 月 4 日（月） 12 月誕生会
12 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。

事務所紹介

Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook　HP　Instagram

プロ経営者通信　お問い合わせはこちらへ
ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。
電話：097-529-5757　（総務通信担当者宛）　メール：soumu@ideasoken.jp